

広島県告示第千五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和八年一月五日までの間、縦覧に供する。

令和七年十二月十八日

広島県知事 横 田 美 香

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四三三号	庄原市総領町亀谷字小坂谷六五四番二地先から 庄原市総領町亀谷字小坂谷六五五番二地先まで	令和七年一二月一八日
庄原市総領町亀谷字本谷六五六番一地先から 庄原市総領町亀谷字本谷七五九番一地先まで		